全員協議会・担当課確認 質疑答弁まとめ表

2022/3/26作成

年月日	POINT	質疑事項	市の回答
-	【市の考え】	運営事業者「株式会社こどもの森」についての評価はどのようなものか	様々な声があるが、特段何かということは無い。H27開設の比較的新しい施設。保護者からの評判は良好、８割以上の保護者満足してる。川崎市の住民とのトラブルは把握していない。
	【公募】 公募・選定が適切か	公募の選定委員会のメンバーは？	子ども家庭部長、保育課職員で構成（※市の内部メンバーのみ） 提案自体は良いものだった。
		公募選定の際の評価項目・各事業者の実際の点数	大きくは6項目（①立地②実績・財政③規模④職員⑤保育サービス⑥開設時期・施行期日）公募のプロセスは適切だった。
		どういった根拠でこどもの森を選定したのか、得点は何点だったの？	情報公開請求で無いと出せない。2位までの得点だったが、得点は出せない。総合点で選んでいる。
		それぞれの事業者の金額はいくらだったの？面積はそれぞれいくつだったの？申請団体と金額、点数等の一覧表を示せ。	情報公開請求で無いと出せない。
		公募の際の他の7社で、面積確保出来た事業者があったのか	比較の公表は出来ないが、園内で園庭があれば高い得点になる。 逆に屋上の園庭や代替の違う場所の遊戯場となると得点的に低くなる。園庭は250平方メートル前後が平均。
		もし仮に他の事業者が516平米以上の提案をした場合に他の事業者が選定されるという可能性はないか？	総合点で評価しているので、公募の選定には影響はないものと考える。
		こどもの森が提出した計画資料、出してください。選定の基となった提案と実際の内容が違っても、契約不履行にはならないのか	そもそも市と事業者はとの間に契約も協定もない。そのため契約不履行ということ自体がおき得ない。
—	【事業者決定】 契約/協定契約不履行の可能性	市は事業者とは契約を締結しているのか協定を結んでいるのか。協定と締結の違いは何か、効力の違いは何か。	契約では無く、市は都に進達をする立場。市としては認可された園に補助金を出すスタンス。今まで性善説に立ってやってきた。今後は手続きを考えていく。 金銭の損害は無い。
		契約（協定）の内容は具体的にどのような内容になっているのか。	市と事業者の間に契約は存在しない
R3.5	【構造変更の計画変更】	R3.5月時点での構造変更ってなぜ、どのような変更だったのか。	資材調達に関わる変更（ウッドショック等の影響による変更）
—	【土地所有者との調整】 売却承諾書？の効力は なぜ土地購入できな かった？	土地の売買について、市はどのように把握をしていたのか。	売却承諾書を締結したと聞いている。民民の契約、お互いの印鑑も押してある。違約金の記載はない。 訴訟が起こせる可能性はあると事業者には伝えたが、今後地元運営していく上でなるべく争いたくないとの意向のようだ。
		売却承諾書の効力は？法的効力は？	法的拘束力はある。ただ、民民契約だから市は介入できない。 市が強制的に購入させることは出来ない。
		事業者が当初の面積を取れないと判断したのはいつ、どのような根拠でその判断に至ったのか。	現時点でも交渉中なので、拡張出来ないとは思っていない。
		どのような交渉がされて、どのような経緯で土地の確保が出来なかったのか。	運営事業者からは交渉がうまくいかなかったという話は聞いている。交渉は～10月までは2か月に1回、10月以降は1ヶ月に1回～数回。現地に見に来た時に話した。

年月日	POINT	質疑事項	市の回答
		確実に土地が確保できるということを市として確認していなかったのか。 何か書面の取り交わしはしていなかったのか。	売却承諾書のあとは売買契約書・登記になるが、契約書については認可上の必須提出物になっていないため、市では受け取っていない。登記簿は最後に提出することになる。
		なぜ売却承諾書は交わしていたのに、売買契約がまとまらないという事態になったのか。承諾書のタイミングは？内容は？境界の決定の根拠は？	承諾書を市が確認したタイミングは令和3年3月4日に他の書類と一緒に確認した。
		土地購入に向けた調整は今後本当にできるの？拡張するのは南側の土地で間違えない？	引き続き強く指導していく。場所は南側の土地。土地の所有者は現状の園舎の土地と同一人物。1筆しか売ってもらえなかった。拡張するなら他のいくつかの筆を購入する必要があるが、交渉がこじれている。
		拡張の土地確保の費用は、完全な事業者の負担になるため、事業者として購入に動くとは思えないが、市は何が出来るのか。	完全事業者負担。
		園庭以外の消えた30平米はどこにいったのか？利用者が不便になる変更が更にあるのではないか。	恐らく駐車場。駐車場が無くなった分は3台分近隣の駐車場を借りている。
R3.8	【建築確認申請（516.27）】 面積変更気付けなかった？	建築確認申請はどこに出され、市は把握できないものなのか	民間の建築申請。建築確認の民間事業者名は出せない。 認可申請の際に、他の書類と一括してまとめて市が確認済証と検査済証を提出するもの。 建築指導課に一部提出されるが、時間がかかるから、庁内で共有するのでなく事業所から市に提出してもらうべきなので、市に報告がなかったことは遺憾。 建築指導課には年間1000件ぐらいの確認申請がくるため、保育園の申請があったことは確認しているが、特に保育課に共有はしていない。
		小平市の建築主事として確認はしていないのか。条例確認して民間にその結果戻しているんじゃなのか。庁内での連携は取れていたのか。建築確認申請をなぜ市は見てないのか。他の課でも本当に受け取っていないのか。	
		建築確認の書類審査と完了審査が行われるまでの間、現地確認の中間検査を行ったのか。何回、何を確認したのか。	市としては土地が確保できるものを考えていた。1ヶ月に一度市としては現地確認をしていた。子ども家庭部長は大体頻度として個人的に1週間に1回ぐらい通りがかりで工事の様子を見ていた。
R3.11	【工事進捗の報告を求めた】 報告内容は？	この11月の事業者からの報告内容は何を求めたのか？その確認項目はフォーマット化されてる？	都に報告する必要があるスケジュール確認だったため、工程表に遅れが無いかは確認した。確認した項目についてはすべてに回答があった。
		報告を求めたのは11月何日で、事業者から報告がきたのは11月何日か。報告の内容の詳細は？	11月17日までの回答期限を設けて、11月17日に回答があった。報告内容は工事の進捗に遅れが無いか。
R3.8-R4.1	【工事期間中】 市が気付かなかったのなぜ 子ども家庭部内の事務執行能力の低さ	建築確認から1月までの間、どのような進捗確認をしていたのか。	市としては土地が確保できるものを考えていた。1ヶ月に一度市としては現地確認をしていた。子ども家庭部長は個人的に1週間に一回工事の様子を見ていた。
		建築計画法令許可表と公募の際に出された資料の照らし合わせはしないものなのか。	看板も確認していたが、面積の数字チェックまではしていない。 仮囲いがしてあり、重機が置いてあったから予定通りと思ってた。
		8月の建築申請の時点等、早めに面積変更がわかっていたら何か変わっていたのか。	8月に報告があれば、10月の入園のしおり作成に間に合ったので、ここで報告が欲しかった。8月にわかっていれば、借地を検討したり、飛び地の確保をしたり検討できたかも。認可取り消しをしたかについては、都との相談になるのでわからない。
R4.1.24	【市が面積縮小報告を受ける】	市長はこのことをいつ知ったのか。	遅くても1月25日には市長に報告している。

年月日	POINT	質疑事項	市の回答
	受けてどうしたの？	本件を知った市長はどのような指示を出して、どのような動きを行ったのか。	部からやるべきことを報告し、その通りにやるようにとの指示。また部から市長へは状況の報告をした。
R4.1.25-R4.2.7	【再調整するように指導】指導だけでよかった	この間、市として具体的に何やってたの？	文書を出す調整、事業者になんども電話等。1月28日に事業者が来庁した。
R4.2.15	【今後の対応について】今後の対応・代替案は？	市として事業者に今後どんなことを求めるのか。	土地購入の為の継続的交渉、代替措置、入園者への説明。 土地購入にあたっては期限を区切って強く指導していく。でもペナルティは考えていない。飛び地の確保も含めて検討。
		対応は全て運営事業者任せなのか。市はどの様に関わっているのか。	内定者からも意見を市として聞く場を設けることは出来る。市は説明会には同席しない。
		運営事業者による代替措置の確保とは	戸外活動（近隣、小金井公園等へバスで行く、安全に行ける距離にある事業者所有の土地にいけるようにする等）の充実
―	【市として面積縮小開園の判断】 市として認めたのか？	市として契約変更を求めたのはなぜか。誰の判断か。	東京都に権限があるので東京都の判断。
R4.3.8	児童福祉審議会で計画変更	保育所設置認可に係る区市町村意見書には市としてどのような意見を入れたのか。	進達の中で、特別に「遺憾である」旨の意見をつけた。
		計画変更の審議の内容は？市が計画変更を認めたということでいいか確認。	あくまで事業者が申請するもの市は仲介をしただけ。
R4.3.15	都の計画変更承認	今回のことについて都からの意見は何かもらっているのか。	附帯意見として、①事業者は当初の面積確保に向けて努めること②事業者は市に進捗報告をあげること③市は事業者に指導するように、との意見。
R4.3.17	【公表・議員への報告】 市の報告の遅れ 市長・副市長の自治体経営能力の欠如	議員への報告が、3月17日になった経緯	3月16日の厚生委員会の時はまさに土地交渉・都への相談をしていた最中であったため事務報告も行わなかった。
		なぜ1月に発覚してから3月まで公表がされなかったのか。この間何をしていたのか。	事業者と調整をして公表できるよう調整をしていた。
R4.3.17	子ども子育て審議会	子ども子育て審議会ではどのような意見が委員から出たのか	事業者へのペナルティはないのか。市として管理をできなかったのかなどかなり厳しいご意見をいただいた。
不明	【保護者への説明】 保護者への説明は十分されてる？フォロー体制は？	入園内定者への説明の具体的な内容、対応、スケジュールは？	令和4年3月上旬に入園予定者には個別で説明をした（新小平の園にて）。その際には特に園庭に関する意見はなかった。駐車場を設けてほしいという意見はあった。 また令和4年3月26日、27日に希望者に新園舎での見学・説明会を行う。
		市は入園内定者（市民）の意見をどのように把握するのか。	事業者と連携して寄り添った対応をする。説明会には市は同席しない。
		他の園を希望された場合、その希望は受け入れられるのか。	まず保護者の声を聞く。

年月日	POINT	質疑事項	市の回答
―	【予算・補助金関係】 お金の流れ 現状の確認	819平米から516平米に減ったことでこの経費の金額はどのようになるのか	庭園は経費の金額の算出には当てはまらないので、建築にかかった経費を支払う。補助金の算定は入園した子どもの人数が基となる。 R4年度では運営委託費を予算計上。これは認可されていれば法的に支払わざるを得ないもの。R3年度は建設にかかる費用を補助。こちらも法的に執行せざるを得ないもの。

※本資料は議員側で市の答弁等を聞いたメモをもとに作成した資料です。正式な記録は議会の議事録となりますのでご承知おきください。